

国営総合農地防災事業 新濃尾（二期）地区

事業の概要

本地域は、木曽川両岸に広がる濃尾平野の中央に位置し、岐阜県、愛知県におよぶ約11,110haの地域で、国営濃尾用水事業（S32～S42）等によって犬山頭首工及び宮田導水路等の幹線用排水施設が整備された。

本地域において機能低下が生じている頭首工、排水路の機能回復及び用水の水質改善を図るため、新濃尾（一期）地区において犬山頭首工の補修、羽島用水路、木津用水路22.0kmの改修及び大江排水路16.7kmの改修を行っており、新濃尾（二期）地区においては宮田導水路9.8kmの改修を行う。

事業の目的・必要性

本地域は、岐阜県及び愛知県にまたがる東海地域有数の水田を中心とした農業地帯であるが、都市化の進展に伴う生活雑排水の宮田導水路、羽島用水路、木津用水路への流入は、農業用水の水質を悪化させ水稻の収量及び品質の低下等により農業経営上の支障となっている。また、取水施設である犬山頭首工は河床低下により施設の安全性が低下している。さらに、大江排水路は都市化の進展に伴う流出量の増大により排水断面不足が生じており、地域に被害を及ぼす危険性が生じている。

新濃尾（二期）地区では、都市化の進展によって機能が低下した宮田導水路9.8kmの改修を行い、先行する新濃尾（一期）地区及び関連事業と併せて農作物、農地等への災害を未然に防止するとともに、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土の保全に資するものである。

事業の効率性

効用（年総効果額）

・農作物の生産量の増	660百万円
・農作物の品質の向上	98百万円
・営農経費の節減	1,235百万円
・施設の維持管理費の節減	307百万円
・施設更新による現況施設機能の維持	3,626百万円
・施設改修による災害の防止	2,213百万円
・施設改修による洪水被害の軽減	209百万円
・公共施設の保全	46百万円
計	8,394百万円

（費用便益比の算定）

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費		117,257百万円	
効 用		8,394百万円	
廃用損失額		1,065百万円	廃用する施設の残存価値
総合耐用年数		40年	当該事業の耐用年数
還元率×（1＋建設利息率）		0.0663	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	= / -	125,547百万円	
費用便益比	= /	1.07	

注1）総便益、総事業費には一期事業及び関連事業を含む。

注2）百万単位で四捨五入しているため総便益は算定結果と合わない場合がある。

事業の有効性

新濃尾（二期）地区と新濃尾（一期）及び関連事業を実施することにより、農業用水の水質改善に伴う農作物の収量の増加、品質の向上、営農経費の節減等により年間約2,000百万円相当の生産性向上が図られる。さらに、犬山頭首工及び大江排水路の機能回復により、作物被害及び洪水被害が未然に防止され、年間約2,400百万円相当の被害が軽減される。

平成11年5月に土地改良法に基づく事業計画が確定している。

平成18年7月に宮田用水土地改良区、江南市土地改良区及び扶桑土地改良区の総代会において二期地区着工に対する議決を行っている。

農村振興局

1. 受益面積	11,110ha		
2. 受益者数	45,941人		
3. 主要工事計画	工種	数量	事業費
	(頭首工)	(1式)	(11,816百万円)
	用水路	9.8km	32,400百万円
	(用水路)	(22.0km)	(27,127百万円)
	(排水路)	(16.7km)	(12,037百万円)
	合 計	32,400百万円 (50,980百万円)	
4. 国営総事業費	83,380百万円		

平成１９年度新規地区採択チェックリスト（国営総合農地防災事業）

（局名：東海農政局 ）（地区名：新濃尾（二期））

１．必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
１．事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
２．技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
３．事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	・ 当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
４．農家負担の可能性が十分であること。（公平性）	・ 当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて負担能力の限度を超えることとならないこと。	☐
５．環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
６．事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領等に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・ 採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項（有効性）	作物・農地等における洪水等の被害防止又は軽減が図られる。 地域の農業生産及び農業経営の維持・向上が図られる。	☐ ☐
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 地域防災計画等に位置づけられている、又はその見込みがある。 一般・公共施設等における被害の防止または軽減を図るものである。 周辺地域で、重大な農業被害が想定される、または過去に被害があった。 高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策の対象地域である。 関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 地元の事業推進体制が整備されている。 関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。 関連する他事業との調整が図られている。	☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

3．特定監視項目

項 目	評 価 の 内 容	判定
1．地質状況	・地質状況に基づいた施設計画としている。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。